

商慣習法 No. 4 ACCC

某日系通信機器メーカーは自社の船舶無線機を完全防水として売り出しました。実際には JIS 規格の 4 級で生活防水でありましたが、完全防水ではありませんでした。ACCC は商慣習法違反であるとしてメーカーを起訴致しました。

また、メーカーは商慣習法で保障されている製品保障をメーカー保障書の中で削除又は限定し、あたかも消費者は製品保障されていない様な誤解を与えたとして追加起訴致しました。

ACCC はメーカーは虚偽の表現を禁じている商慣習法を違反したと断定致しました。メーカーは ACCC との交渉の末、完全防水と思い購入した者で返金を希望する者には全額返金する事と水害を受けた購入者には全額返金、製品の交換又は修理の保証をする事で和解に達しました。

一番メーカーにダメージを与えたのは本件の一抔を自社のホーム・ページに掲載する事と小売店に公表する事でありました。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所